

回 覧

令和8年5月

各 位

龍ヶ崎市生活環境課

飲用井戸等の適正な管理をお願いします（お願い）

井戸水を飲料水として利用する場合には、定期的に水質検査を受け、安全性を確認した上で適切に利用することが大切です。ご自身やご家族の健康を守るため、適正な管理と定期的な水質検査をお願いいたします。

1 定期水質検査のお願い

- 定期的に、水の色、濁り、臭い、味に異常がないか確認
- 年1回、以下の14項目について水質検査を実施してください

詳細はこちら



一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）、鉄及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、有機物等、pH値、味、臭気、色度、濁度

2 水質検査の結果、異常が判明したら

- 検査で基準値を超えた場合は、市に報告してください
- 市販のボトルウォーターの利用や、ろ過器を設置するなど、井戸水の飲用は控えてください。
上水道の給水区域の場合は、上水道への切り替えをお願いします。

3 相談窓口

- 井戸水の水質検査について
龍ヶ崎食品衛生協会（龍ヶ崎保健所内）0297-62-8747
- 上水道への切り替えについて
茨城県南水道企業団 給水課 0297-66-5133

【お問い合わせ】

龍ヶ崎市 都市整備部
生活環境課 生活環境・鳥獣対策グループ
電話：0297-64-1111（内線464）

飲用井戸等の 水質検査と適正管理を お願いします



井戸水は、周囲の環境などにより水質が変化することがあります。
飲用井戸の設置者の方は、定期的な水質検査と適正管理をお願いします。

水質検査

- ・ 常時確認
水の色、濁り、臭い及び味
- ・ 1年に1回
一般細菌、大腸菌、PFOS及び
PFOA、pH値、臭気、色度、
濁度など14項目



適正管理

- ・ 井戸の仕様などを把握する
- ・ 井戸の周囲を清潔に保ち、定期的に点検をする
- ・ 井戸やその周辺に人や動物が立ち入らないようにする
- ・ 工事業者などを把握する

飲用井戸QA

Q 水質検査はどこで受けられますか

A 竜ヶ崎食品衛生協会（竜ヶ崎保健所内）で受けられます。詳細は、竜ヶ崎食品衛生協会（62-8747）へお問い合わせください



Q 水質検査は義務ですか

A 個人が使用する井戸水は、法律上の義務はありません。しかし、井戸水の水質は、周辺環境や天候などに影響を受けやすいため、定期的な水質検査に努めてください

Q 水質検査で基準値を超過しました

A 市に報告を行い、市販のボトルウォーターの利用や、ろ過器を設置するなど、井戸水の飲用は控えてください。上水道の給水区域の場合は、上水道への切り替えをお願いします

Q 上水道への切り替え可能か知りたい

A 茨城県南水道企業団・給水課（66-5133）へお問い合わせください



お問い合わせ 龍ヶ崎市役所・生活環境課（64-1111）

市公式HP

